

風しんを予防しましょう

【2月4日は風しんの日です】

風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の発疹性感染症で、風しんへの免疫がない集団に、感染者1人から5〜7人にうつす強い感染力があります。

●風しんとは

- ・病原体…風しんウイルス
- ・感染経路…患者の咳やくしゃみからの飛沫感染
- ・潜伏期間…約2〜3週間
- ・症状…発疹、発熱、リンパ節腫脹など

●妊婦への感染を防ぐために

風しんの予防接種を行う主な目的のひとつは、妊婦が風しんにかかることによって、生まれてくる赤ちゃんに「先天性風しん症候群」の障害を持つことがないようにするためです。また、妊娠期間中の不安を軽減することも重要です。これまでに風しんの予防接種を受けたことがない方は、任意で予防接種を受けることをご検討ください。

なお、風しんの予防接種費用の一部助成を行っています。対象となる要件などは市

ホームページまたは左記へお問い合わせください。

TEL 健康政策課 本3階
(23) 8975

成人男性を対象とした風しん対策を実施しています

風しんの抗体保有率が特に低い昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、無料で風しんの抗体検査および定期接種を実施しています。

対象の方には、事前にクーポン券を発行していますが、早めの受診をお願いします。

なお、受診方法・実施医療機関などの詳細は、送付されたお知らせをご覧ください。

●対象：昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性

●実施回数：令和元年度から令和3年度末までの間に1人1回

●クーポン券の有効期限
令和4年3月31日(※)まで

TEL 健康政策課 本3階
(23) 8975

大田原市地域自立支援協議会全体会 傍聴会

この協議会は、市の障害者福祉施策に関する諮問機関として位置づけられています。

●日時：2月12日(金)午後1時30分〜3時30分

●場所：本庁舎1階会議室
傍聴希望の方は2月3日(※)までに左記へ電話でお申し込みください。新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、傍聴人は5名で先着順とします。体調が悪い場合、傍聴をお断りする場合があります。

TEL 福祉課 本3階
(23) 8954

難病患者等福祉手当の支給

●対象：次のいずれかの受給者証を交付されている方。

「特定医療費(指定難病)受給者証」、「一般特定疾患医療費受給者証」、「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療費受給者証」

●申込方法：①県から交付される各種医療費受給者証(対象者欄に記載されているも

の)、②受給者本人名義の通帳(小児慢性特定疾病の方は保護者名義の通帳可)、③印鑑(シャチハタ不可)を用意して左記窓口で申し込み。

TEL 福祉課 本3階
(23) 8921

年金・国保



産前産後期間に係る国民年金保険料免除制度のご案内

●対象：国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方(届出に期限はありません)

●内容：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月の国民年金保険料が免除されます(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の国民年金保険料が免除されます)

※産前産後免除を受けると、認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※申請書は出産予定日の6か月前から提出可能です。

●持ち物：①母子健康手帳など出産予定日がわかるもの、②免許証などの身分証明書、③印鑑

TEL 国保年金課 本2階
(23) 8857

TEL 大田原年金事務所
(22) 6311

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金は、掛金が全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金も公的年金等控除の対象です。

受け取る年金は基本終身となり金額が変動することはない、万一の際は遺族に一時金が支払われます(遺族補償のないB型も選べます)。

掛金は加入時の年齢で一定となり、一時休止や増減もできます。

●加入できる方
▼国民年金の第1号被保険者(免除の方などを除きます)

▼国民年金の任意加入者(60歳〜65歳未満の方や海外在住の方)

TEL 全国国民年金基金栃木支部
(0120) 654192

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

**国民年金保険料
コロナ臨時特例申請**

一般の方を対象とした国民年金保険料の納付免除制度です。

●対象：新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方で、令和2年2月以降の所得状況から当年中の所得見込み額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方（本人・配偶者・世帯主）

問 国保年金課 本2階
TEL (23) 8857

**年金生活者支援給付金請求
手続きのご案内**

●支給要件

▼65歳以上の老齢基礎年金を受給している方で、世帯全員の市町村民税が非課税かつ、前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9900円以下の方

▼障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が462万1000円＋扶養親族の数×38万円以下の方

▼遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が

462万1000円＋扶養親族の数×38万円以下の方

●給付額

▼老齢基礎年金受給者は月額5030円を基準とし、保険料納付済期間などに応じて算出された額

▼障害基礎年金受給者で、障害等級2級の方は月額5030円、障害等級1級の方は月額6288円

▼遺族基礎年金受給者は月額5030円（ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は5030円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます）

問 年金生活者支援給付金専用ダイヤル
TEL 0570(05)4092

**健診結果データの提供にご
協力をお願いします**

市では、国民健康保険被保険者の健康保持・増進および特定健診受診率向上を目的として、事業所で実施されている定期健診（労働安全衛生法に基づく事業主健診）の結果取得に取り組んでいます。

ご協力いただける事業主および従業員の方は、左記へご連絡ください（対象事業所に対し、協力依頼を12月に送付しています）。

●対象：大田原市国民健康保険被保険者（40〜74歳）の方で職場で定期健診を受診した方

●ご提供いただきたいもの
定期健診結果の写し（令和2年度の健診結果）

●必要な検査項目（特定健診必須項目）

身長、体重、BMI、腹囲、血圧、尿糖、尿蛋白、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、空腹時血糖またはHbA1cまたは随時血糖、既往歴、自覚症状、他覚症状、服薬（血圧・血糖・脂質）、喫煙

問 国保年金課 本2階
TEL (23) 8928

**令和3年度人間ドック・脳
ドック検診のお知らせ**

令和3年4月から、大田原市国民健康保険および後期高齢者医療の人間ドック・脳ドック検診の検診区分（コ

ス）および助成額を変更します。

●検診区分（コース）

日帰りドックコース
宿泊ドックコース
脳ドックコース

※「日帰り＋脳」、「宿泊＋脳」のコースはなくなりません。

●助成額

【大田原市国民健康保険】

検査費用額の2分の1（千円未満切捨て）の額を助成します。ただし、助成限度額を新設しました。

検診区分 (コース)		助成限度額
日帰り	男	21,000円
	女	22,000円
宿泊	男	33,000円
	女	34,000円
脳	男女	21,000円

【後期高齢者医療】

検診区分（コース）は国民健康保険と同じですが、助成額などは現在調整中です。詳細は、広報おたわら2月号でお知らせします。

問 国保年金課 本2階
TEL (23) 8928
TEL (23) 8857

税



**スマートフォン決済アプリ
で県税納付が可能に**

今月から、自動車税種別割や不動産取得税などの県税がPayPayやLINEPAYで納付することができるようになりました。

※税額が30万円以下のバーコードが印字された納付書に限りません。

※決済手数料はかかりません。ただし、別途通信費が必要です。

※領収証や自動車税種別割納税証明書は発行されません。必要な方は、コンビニや金融機関、県税事務所の窓口で納付してください。

問 大田原県税事務所
TEL (23) 4171

